



ほそかわけいいち
細川恵一 議員

国保問題

国保税の軽減策を示せ

【答】独自の判断では極めて困難

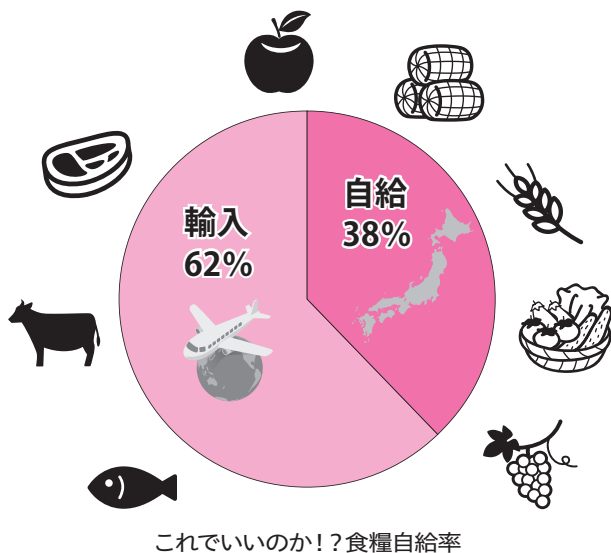
問 国の保険者努力支援制度による財政優遇強化方針にて国保税の上昇が予想される。国保税の軽減策を考えるべきでは。

町長 国民健康保険の税負担は国保財政の基盤である。すべての被保険者が支え合うことで成立していることとあり、町独自の判断で税負担を軽減することは極めて困難である。



問 令和5年6月の国民健康保険法改正は国保税滞納者への制裁を強化するものと捉えるが町の見解は。

町長 町では、現在、滞納世帯に「被保険者資格者証明書」の交付はしていないが、納税者の実情を捉えながら公平な税負担のため、国民健康保険税の滞納の解消に努める。



問 日本の食料自給率が38%に低迷している。食料自給率の目標を明確にしなければ紫波町も含め日本の農業は成り立たないと考えるが見解は。

町長 現在、国において「食料・農業・農村基本法」の見直しに

「村基本法」の見直しを実施している。現在は38%の自給率を45%に高めることを目標としている。しかしながら、現状の農業においては、目的ごとのわかりやすい指標を求められており、基本法の見直しに

地域計画

策定に向けた課題は

【答】多方面と協議していく

より、より明確な指標が示されてくるものと捉えている。

問 令和5年4月に施行された「改正農業経営基盤強化促進法」に基づき7年3月末までに「地域計画」の策定を求めているが、策定に当たる課題などはどのように捉えているか。

町長 耕作はしないが管理だけは継続する「自己保全管理農地」が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念がある。地域計画の話し合いの場にも多くの方が参加できるかが課題と捉えている。



おいかわ
及川ひとみ 議員



ニホンジカの埋設
「こんなに掘るの〜!？」

鳥獣対策

捕獲活動への支援を

答 拡充していく

問 鳥獣による農作物の被害が近年最悪の状況であり、農業を守る対策が必要。9月の一般質問で、「二ホンジカの埋設地、埋設にかかる労力を再度組み立て直す」と答弁していたが、その進捗は

議して紫波町鳥獣被害防止対策協議会への負担金を増額したい。

問 「鳥獣被害防止総合対策交付金の要望調査」に計画を出すことになるが、どのように考えているか。

産業部長 検討中だが、緩衝帯整備は補助対象に活用する予定。5年度は有識者のアドバイザー謝金のみだったが、草刈りの整備などにも

問 県が出すクマ捕獲の報奨金に関して、町の対応は。

産業部長 クマが保護動物であるため、補助金は猟友会に支給される。

捕獲頭数が減っているため岩手県としても検討していくものと考えている。

安心、安全を厳守せよ

答 しっかりと運営していく

給食

問

物価高騰が続いている中、給食は値上げせずに提供している。品数や質を落とさず給食を作るための運営はどうなっているか。



うんめえりんご
持ってきたじゃー

教育長 各事業者と情報共有し、食材を安価に入手できるかを検討し選定している。

問 県産小麦のカビ毒の被害状況は。

給食センター所長 調査した結果、令和5年11月13日のせんべい汁に使用された可能性がある。調査中だが、今のところ被害の報告などはない。

問 新しく建てる給食センターについて、

PFIでの運営を検討しているが、町民の意見は反映されるか。

町長 ※エージェンツ型PFIを導入する予定。今年度は、基本方針書案に関するパブリックコメントの実施や、シンポジウムの開催などを通じて町民の意見を聴取し、基本方針の成案化を図ることとしております。

※エージェンツ型PFIとは？

詳細は町ホームページ掲載の成果報告書の78ページをご覧ください。





ふじわら けいこ

藤原恵子 議員

結婚サポート

希望する人に必要な情報を

【答】広く周知していく

問

近年、青年人口が減少している。親世代からは子の「結婚の心配」の声を聞く。結婚に関する相談センターは県内に数力所あるが、出会いの一助について町はどう捉えているか。

町長

町は出会い支援について、ポスター掲示やパンフレットの配置、町のホームページやSNS、町広報紙



iサポの情報はこちら→



問

への記事掲載、広告掲載などにより、広く情報発信している。若い人だけでなく親世代の目につく場所への資料配置、情報交換できる場が必要ではないか。

企画課長

若い人だけでなく、親世代が資料を手にとることも考えて広く配置すること、情報交換ができる場所についても考えていく。

水田農業

今後の戦略を問う

【答】国に要望していく

問

水田の畑地化、水田活用交付金の指摘事項、後継者不足など、水田農業を巡る情勢について町の見解は。

町長

「畑地化促進事業」は圃場に限定した交付金のため、土地所有者と耕作者の相互理解が必要で、条件によっては土地改良区との協議が必要である。町では説明会、資料配布、希望者には個別相談をしている。農林水産省は令和3年12月に、令和8年までに一度も水張りが行われていない農地は水田活用の直接支払交付金の対象水田としない方針を決定している。町としては国に対し、湛水設備を

問

今後の水田農業の経営戦略は。5年3月に紫波町農業振興地域整備

町長

5年3月に紫波町農業振興地域整備



実状を見てける!!

整備している水田は水張りを実施していなくても認められるよう要望している。また、水張りをしていなくても水田の転換作物に対し、交付できる制度の新設も要望している。計画において、既存の生産基盤を維持しつつ、時代に合った農業を実現する農業経営体を構築していくことが重要としている。町としては、様々な交付金が活用できるよう制度に対する理解を深め、該当する制度がない場合には国に要望していく。

